

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

申請についてのご案内

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、修学の継続が困難になっている学生さんが修学をあきらめることがないよう、給付金を10～20万円支給する国の学生支援緊急給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の実施が文部科学省より発表されました。まずは、下記、文部科学省のウェブサイトにある概要資料をご覧ください。

概要資料：https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007254_01.pdf

この概要資料の2ページに記載されている通り、支給対象者の要件は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少していることなど、非常に細かく規定されています。この概要資料に記載されている支給要件をご覧ください。要件を満たして支援を希望される学生さんは、下記の手順でお申し込み下さい。

1. 担任から連絡があったアンケートに回答する。 回答期限：6月2日(火) ※期限厳守
※要件を満たしているかどうか判断が難しい場合も、アンケートにご回答下さい。
2. アンケート内容を学校が事前審査し、支援対象となる可能性の高い学生さんには、6/5(金)までに学校からご本人に連絡する。
3. 支援対象となる可能性が高いと連絡が来た学生さん、あるいは連絡は来なかったが申請はしてみるという学生さんは、下記、文部科学省公式ウェブサイトにある「申請の手引き」を参考に、同サイトから様式1～3をダウンロードして作成し、必要な書類とともに、下記宛に郵送してください。

締め切り日：6月12日（必着）

郵送先：〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-12-32

麻生専門学校グループ 福岡キャンパス 学生課宛

文部科学省公式ウェブサイト https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

以上